第一条の二第一項中「放水路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年建設省令第十二号。以下「選定指針等省令」という。）第一条の二」を「選定指針等省令第十六条」に改め、同条第二項中「第一条の二の」を「第十六条の」に、「第一条の二第一項第二号及び第四号」を「第十六条第一項第二号及び第四号」に改め、同条を第五条とする。

第一条中「環境影響評価法施行令（平成九年政令第三百四十六号。第二条第一項において「令」という。）」を「令」に、「環境影響評価法（以下「法」という。）」を「法」に改め、同条を第四条とし、同条の前に次の三条を加える。

（法第三十八条の六第三項の規定により読み替えて適用される法第三条の二第一項の主務省令で定める事項）

第一条　環境影響評価法施行令（平成九年政令第三百四十六号。以下「令」という。）別表第一の二の項のレの第二欄に掲げる要件に該当する第一種事業が都市計画に定められる場合における当該第一種事業（以下「都市計画第一種放水路事業」という。）に係る環境影響評価法（以下「法」という。）第三十八条の六第三項の規定により読み替えて適用される法第三条の二第一項の主務省令で定める事項は、都市計画第一種放水路事業が実施されるべき区域の位置（都市計画第一種放水路事業であって、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第八条に規定する河川工事として行うものについては、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第十条の三第二号イの施行の場所をいう。第三条第一項において同じ。）及び都市計画第一種放水路事業の規模（土地の形状を変更する面積をいう。以下同じ。）とする。

（計画段階配慮事項に係る検討）

第二条　都市計画第一種放水路に係る法第三十八条の六第三項の規定により読み替えて適用される法第三条の二第一項の規定による計画段階配慮事項についての検討については、放水路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年建設省令第十二号。以下「選定指針等省令」という。）第二条から第十条までの規定を準用する。この場合において、選定指針等省令第二条中「第一種放水路事業」とあるのは「都市計画第一種放水路事業」と、選定指針等省令第三条第一項中「第一種放水路事業」とあるのは「都市計画第一種放水路事業」と、「を実施しようとする者」とあるのは「に係る都市計画決定権者（以下「第一種放水路事業都市計画決定権者」という。）」と、同条第二項中「第一種放水路事業を実施しようとする者」とあるのは「第一種放水路事業都市計画決定権者」と、「第一種放水路事業に」とあるのは「都市計画に定めない」と、選定指針等省令第四条第一項中「第一種放水路事業を実施しようとする者」とあるのは「第一種放水路事業都市計画決定権者」と、「第一種放水路事業に」とあるのは「都市計画第一種放水路事業の」と、「第一種放水路事業実施想定区域」とあるのは「都市計画第一種放水路事業実施想定区域」と、「第一種放水路事業であって」とあるのは、「都市計画第一種放水路事業であって」と、同条第二項中「第一種放水路事業を実施しようとする者」とあるのは「第一種放水路事業都市計画決定権者」と、選定指針等省令第五条第一項及び第二項中「第一種放水路事業を実施しようとする者」とあるのは「第一種放水路事業都市計画決定権者」と、「第一種放水路事業の」とあるのは「都市計画第一種放水路事業の」と、同条第四項から第六項までの規定中「第一種放水路事業を実施しようとする者」とあるのは「第一種放水路事業都市計画決定権者」と、選定指針等省令第六条及び第七条第一項中「第一種放水路事業を実施しようとする者」とあるのは「第一種放水路事業都市計画決定権者」と、同項第三号中「第一種放水路事業」と、同条第三項及び第四項中「第一種放水路事業を実施しようとする者」とあるのは「第一種放水路事業都市計画決定権者」と、選定指針等省令第八条第一項中「第一種放水路事業を実施しようとする者」とあるのは「第一種放水路事業都市計画決定権者」と、「第一種放水路事業に」とあるのは「第一種放水路事業都市計画決定権者」と、同条第三項及び第四項中「第一種放水路事業に」と、選定指針等省令第九条中「第一種放水路事業を実施しようとする者は」とあるのは「第一種放水路事業都市計画決定権者は」と、「第一種放水路事業に」とあるのは「都市計画第一種放水路事業に」と、同条第二号及び第四号中「第一種土地区画整理事業」とあるのは「都市計画第一種土地区画整理事業」と、選定指針等省令第十条第一項中「第一種放水路事業を実施しようとする者」とあるのは「第一種放水路事業都市計画決定権者」と、「第一種放水路事業に」とあるのは「都市計画第一種放水路事業に」と、同条第二項及び第三項中「第一種放水路事業を実施しようとする者」とあるのは「第一種放水路事業都市計画決定権者」と、同項中「第一種放水路事業に」とあるのは「都市計画第一種放水路事業に」と、同条第四項中「第一種放水路事業を実施しようとする者」と読み替えるものとする。

（計画段階環境配慮書に係る意見の聴取に関する指針）

第三条　都市計画第一種放水路事業に係る法第三十八条の六第三項の規定により読み替えて適用される法第三条の七第一項の規定による配慮書の案又は配慮書についての意見の聴取については、選定指針等省令第十一条から第十四条までの規定を準用する。この場合において、選定指針等省令第十一条中「第一種放水路事業」とあるのは「都市計画第一種放水路事業」と、選定指針等省令第十二条中「第一種放水路事業を実施しようとする者」とあるのは「第一種放水路事業都市計画決定権者」と、「第一種土地区画整理事業に」とあるのは「都市計画第一種放水路事業に」と、選定指針等省令第十三条第一項中「第一種放水路事業を実施しようとする者」とあるのは「第一種放水路事業都市計画決定権者」と、「氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）」とあるのは「名称」と、「第一種放水路事業の」とあるのは「都市計画第一種放水路事業実施想定区域」とあるのは「都市計画第一種放水路事業実施想定区域」と、同条第三項から第五項までの規定中「第一種放水路事業を実施しようとする者」とあるのは「第一種放水路事業都市計画決定権者」と、選定指針等省令第十四条中「第一種放水路事業を実施しようとする者」とあるのは「第一種放水路事業都市計画決定権者」と読み替えるものとする。

第十二条の次に次の一条を加える。

（報告書作成に関する指針）

第十三条　都市計画対象放水路事業に係る法第四十条の二の規定により読み替えて適用される法第三十八条の二第一項の規定による報告書の作成については、選定指針等省令第三十六条から第三十八条の規定を準用する。この場合において、選定指針等省令第三十六条中「対象放水路事業」とあるのは「都市計画対象放水路事業」と、選定指針等省令第三十七条第一項中「法第二十七条の公告を行った事業者」とあるのは「都市計画事業者」と、「対象放水路事業」とあるのは「都市計画対象放水路事業」と、「当該事業者」とあるのは「当該都市計画事業者」と、同条第二項中「法第二十七条の公告を行った事業者」とあるのは「都市計画事業者」と、「対象放水路事業」とあるのは「都市計画対象放水路事業」と、選定指針等省令第三十八条第一項中「法第二十七条の公告を行った事業者」とあるのは「都市計画事業者」と、「事業者の」とあるのは「都市計画事業者の」と、「対象放水路事業」とあるのは「都市計画対象放水路事業」と、同条第二項中「法第二十七条の公告を行った事業者」とあるのは「都市計画事業者」と、「対象放水路事業」とあるのは「都市計画対象放水路事業」と、「当該事業者」とあるのは「当該都市計画事業者」と読み替えるものとする。